

婦人関係資料シリーズ
国際資料 No. 28

世界の婦人たち No. 5

— 西 独 —

54

労働省婦人少年局

は し が き

世界のいろいろな国で婦人たちはどのような生活をしているか、どうか向題に直衝しているかなどということに関心をもたれるかたがたに新しい情報をお伝えするため、婦人少年局では国際資料「世界の婦人たち」を刊行しておりますが今回は西ドイツの婦人について御紹介します。これは次の英文資料を翻訳編集したものです。

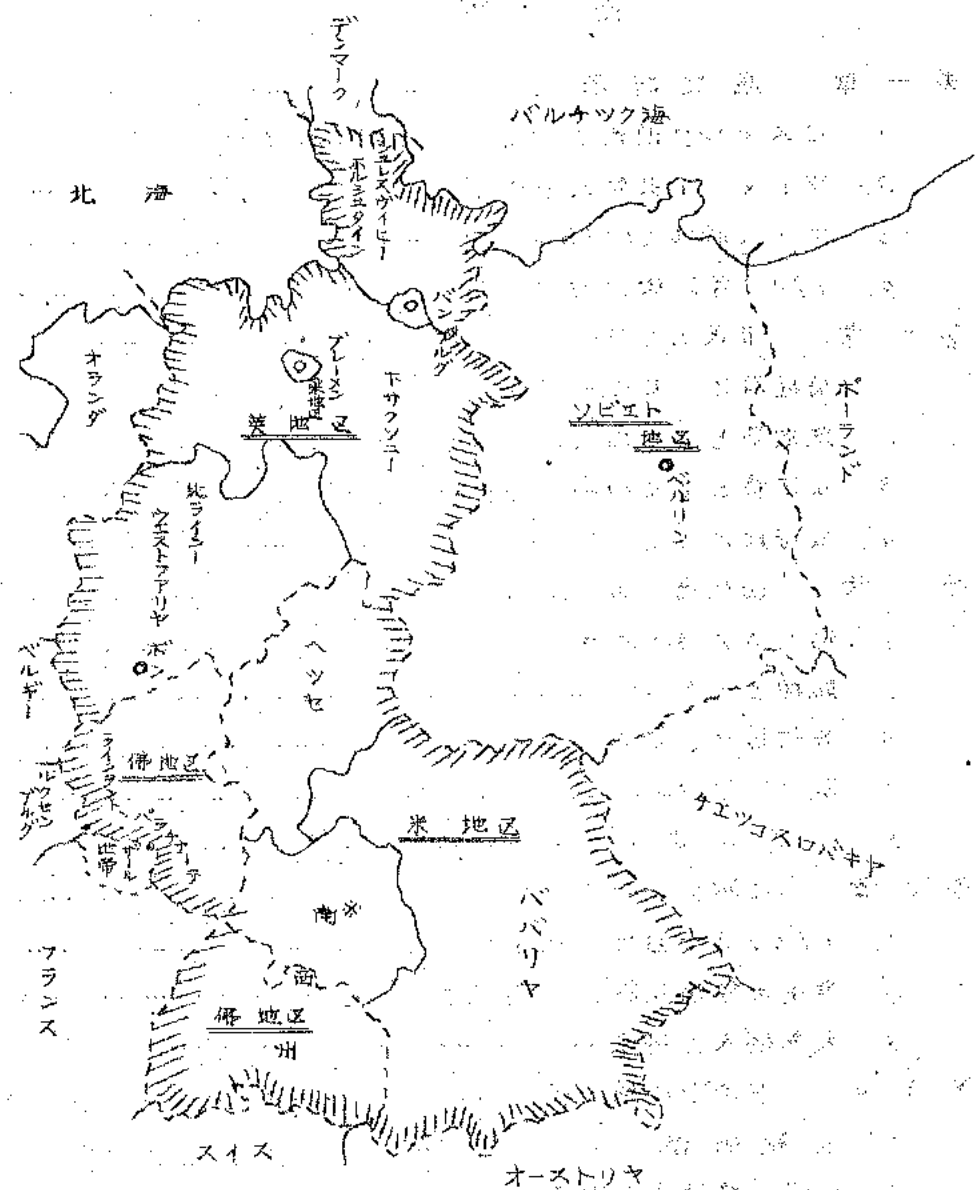
1. "Women in west Germany", by Henry P. Pilgert, 1952, 米国ドイツ高等弁務官府内歴史課。
2. "The west German Educational System", by Henry P. Pilgert, 1953, 米国ドイツ高等弁務官府内歴史課。
3. "The Woman Worker in Germany", by Rhea H. Masson, 1952, 米国ドイツ高等弁務官府内労務課。
4. "The west German Federal Government", by Elmer Plischke, 1952, 米国ドイツ高等弁務官府内歴史課。

1954年1月

労働省婦人少年局

※「世界の婦人たち」既刊資料紹介

- No.1 フランス、フィンランド 1952年8月刊
(婦人関係資料シリーズ 国際資料 No.18)
- No.2 東南アジア及大洋州の諸国 1952年12月刊
(婦人関係資料シリーズ 国際資料 No.22)
- No.3 インドネシア 1953年1月刊
(婦人関係資料シリーズ 国際資料 No.23)
- No.4 アメリカ合衆国 1953年12月刊
(婦人関係資料シリーズ 国際資料 No.26)



※ 南面州は { バーデン、ヴュルテンベルク、バイエルン } の三地区より成る
{ ヴュルテンベルク、ホーエンツォレルン }

目 次

第一章 歴史的展望	頁
1. ビスマルク時代から第一次世界大戦まで	1
2. ワイマール共和国時代(1918年~1933年)	2
3. ナチス時代(1933年~1945年)	4
4. 1945年以後に於けるドイツ婦人	5
第二章 市民としてのドイツ婦人	5
1. 有権者としての婦人	5
2. 政党員としての婦人	7
3. 立法者としての婦人	8
4. 公務員としての婦人	10
第三章 西独婦人の経済生活	12
1. 婦人労働者と雇傭	12
2. 賦税と給与	14
3. 労働組合と婦人	15
4. 職業指導	16
5. 住宅問題	16
第四章 西独における教育と婦人	17
1. 1950年における教育と婦人	18
2. 学生の経済状態と住宅問題	19
3. 大学婦人の将来	19
第五章 ドイツの婦人団体	20
1. 宗教団体	21
2. 主婦と農村婦人団体	22
3. 賦税婦人団体	22
4. 婦人団体の総論	23
第六章 国際関係	24
第七章 西ドイツ政府の機構について	26

西独の婦人

これはアメリカのドイツ(西独)高等参務官府内の歴史課で出版している一連の情報的パンフレットの中、"Women in West Germany"; 1952を元にしてつくられたもので、西ドイツの主としてアメリカ地区に於ける婦人の状態をのべたものである。

第一章 歴史的展望

1. ビスマルク時代から第一次世界大戦まで

世界の歴史は、18世紀の後半に相次いで起こった二つの革命に依り大きな影響を受けた。一つは英国に端を発した産業革命であり、もう一つはフランス革命であるが、その影響は20世紀の今日もなお全世界の人々に及ぼしている。男女同権への努力もその影響の一つの大きなあらわれであつて、西欧の女権獲得運動はフランス革命に依り一段と進歩をみられたのである。西欧の婦人たちは1779年、英国のメアリー・ウォルストンクラフト及びドイツのヒッペルが女権獲得への声を上げてから長い苦難の道を通つて来たのであるが、その上、かいはトルコや日本に於けるような革命の道とはならず、道を一つづつ攻略して行くといふいはば"百年戦争"であつた。1952年の今日でも英国の貴族院という賊窟が頑強に抵抗を続けているのもその戦が終つていない証候であり、女性はまだ完全に解放されてはいない。

西ドイツの女権運動の画期的な出来事は1865年の全ドイツ婦人会(The Allgemeiner Deutscher Frauenverein)の設立が先づあげられる。設立者の婦人達が、げに思惑は当時としては非常に進んだものであつた。その後30年を経つて、1894年には数多くの婦人団体がドイツ婦人会連合会(The Bund Deutscher Frauenvereine)として一本になり、それにつづいてキリスト教関係の婦人団体が新教、旧教それぞれに連合体をつくつた。

19世紀の後半になつて婦人の地位に関する最も重要な法律上の改正が行はれた。即ち1877年の民事訴訟法と1900年の

民法などがその主なものである。これ等の法律は幾多の例外があるとはいえ、民法上の男女の同權化を大いに進めたものという事が出来る。併し公法上では依然として「男子の世界」であることには違いはなかつた。

中等及び大学教育を受ける機会均等もなかなかはかどらなかつた。ギムナジウム（7年制の高等学校）へ女子の入学が許されたのは1905年であり、同じ頃から大学の門もだんだんに開放されるようになったが、大学教育から締め出される事は専門的な職業につく機会が得られない事になり、その点女子にとって明らかに不利であつた。

女子の參政權や公職に就く機会などに就ては一步も進展をみることが出来なかつたが、第一次世界大戰にあつて初めて、それまで女子禁制であつた職場に進出する事が出来、その際女子が発揮した能力が一般に認められるところとなり、ひいては1918年の革命に當つて女子の地位を根本的に改革する憲法を制定することにさむて困難はなかつたのである。

2. ヴイマール共和国時代（1918年～1933年）

ドイツは第一次世界大戰に敗北し、皇帝ヴィルヘルム二世は1918年に退位し、同時に人民委員会が帝国議會を解散して、共和国設立を宣言した。翌年ベルリンの南ヴィマールで國民議會を召集し、世に知られたヴィマール憲法を制定し名実共に共和国となつたのである。これは当時、民主主義的共和国憲法としては最も進んだものといわれ、それによると男女は基本的に同等的な市民權を持つべき事（第109条）、満20才以上の男女はすべて全国及び地方選挙に際して、同等の直接秘選選挙權を行使し得ること（第17条2項）、更に婦人の公職就任を妨げるような例外規定はすべて無効たるべきこと（第128条）などが規定されている。

この手へられた參政權と当時のドイツ婦人たちはどの程度行使

したかということ、折々の全国及び地方選挙に於てしめされた投票率に依てうかがう事が出来よう。（一般に投票数は男女別で集計されない為、少数の事例しかあげられない。）

ヴィマール時代の選挙 男女投票率

選挙区	選挙の種類	時期	投票率	
			男	女
ミエンヘン	市会	1919	70.5	67.4
コロニエ	市会	1924	66.5	52.6
ハーゲン	市会	1924	83.0	71.0
ゲラ	市会	1925	90.6	87.9
ベルリン	市会	1929	75.0	66.0
ベルリン	下院	1928	83.7	75.3
ライプツヒ	下院	1928	86.5	80.6
エルバーフェルト	下院	1928	89.0	69.7
バーメン	下院	1928	77.8	66.7
チューリングア州	下院	1928	82.2	74.0
ヘッセル州	下院	1928	73.3	58.9
日本	衆議院	1946 ^上	78.5	67.0
	参議院	1947 ^下	69.6	54.2

3. 日本の戦後初の選挙

女子は最初の參政權行使

上記の数字でもわかる通り、相当多数の婦人が選挙權を行使している。これまた同時代に參政權を得たアメリカの婦人たちが示した投票率に比べると、良い成績を示しているが、棄権者の数はドイツでもアメリカでも女子の方が男子よりも多かった。

ヴィマール時代に重要な公職についた婦人の数は多くはなかつたが、それでも同時代の英米婦人よりは多かった。議會で婦人議員がしめた割合は、1919年のヴィマール憲法を制定した國民議會では423の議員中41であつた。それから10年後ナチスが第一黨を確保した1932年11月選出の議會に於ても584

の議員中35は婦人議員がしめていた。その内訳は

社会民主党	13名	ドイツ国民党	3名
共産党	13名	ドイツ人民党	7名
中央党	4名	ババリア人民党	7名
		計	35名

であつて同年7月の総選挙に於ても第一党であつたナチス党には一人の婦人議員もいないことは注目される。

政府の重要な地位についた婦人はといへば連邦及び州政府の商賈に名を連ねた婦人はなく、市長や州知事に任命された婦人もなかった。併し中央及び地方の官職に行政事務官の要職についていた婦人が少数あり、同時代の英米の事情と比べて劣っていたわけでは無い。

3. ナチス時代(1933年～1945年)

ヒットラーのひきいるナチス即ち国家社会主義政党的時代は一口にいへば、それまで進歩的な婦人が獲得につとめてきたものの一切が否定されてしまつた時代ということが出来る。既成の婦人団体は抑圧されて、国家社会党婦人団(*The National Socialist Frauenenschaft*)とよぶ団体が天下り的に結成され、議会はヒットラーの演説を拜聴する男子の集りとなり、婦人議員は影を潜してしまつた。

ナチスはまづ民主主義的なワイマール憲法を否定することを目的とし、社会民主党を除くすべての政党の賛成を得て「国民及び国家の窮状救済に関する法律案」を決定した。それによれば、「第一條、政府は憲法によつて規定された以外の方法によつても法律を制定することが出来る。予算も、議会の協賛を経ずして決定できる。第二條、政府の制定する法律は憲法の規定と相違し得る」とあつてワイマール憲法はこの法律によつて名目的に保存されても、實質的にはすっかり骨抜きされてしまつたのである。

西独の婦人

これはアメリカのドイツ(西独)高等公務官府内の歴史課で出版している連年の情報的パンフレットの中 "*Women in West Germany*," 1952を元にしてつくられたもので、西ドイツの主としてアメリカ地区に於ける婦人の状態をのべたものである。

第一章 歴史的背景

ビスマルク時代から第一次世界大戦まで

世界の歴史は、18世紀の後半に相次いであつた二つの革命に依つて大きな影響をうけた。一つは英国に端を発した産業革命であり、もう一つはフランス革命であるが、その影響は20世紀の今日もなお全世界の人々に及ぼしている。男女同権への努力もその影響の一つの大きなあらわれであつて、西欧の女権獲得運動はフランス革命に依つて一致と進軍をかけられたのである。西欧の婦人たちは1792年、英国のメアリー・ウォルストンクラフト及びドイツのヒッパルが女権獲得への声を上げてから長い苦難の道と迎つて来たのであるが、その代りかいはトルコや日本に於けるような革命の近道をとらず、岩を一つづつ攻略していくといひはば「百年戦争」であつた。1952年の今日でも英国の貴族院という威容が頑強に抵抗を続けているのもその戦が終つていない証である。女性はまだ完全に解放されてはいない。

ドイツの女権運動の画期的な出来事は1865年の全ドイツ婦人会(*Der allgemeine Deutsche Frauenverein*)の設立が先づあげられる。設立者の婦人達がかゝげた愚想は当時としては非常に進んだものであつた。その後30年を経つて1894年には数多くの婦人団体がドイツ婦人会連合会(*Der Bund Deutscher Frauenvereine*)として一本になり、それにつづいてキリスト教関係の婦人団体が新教、旧教それぞれに連合体をつくつた。

19世紀の後半になつて婦人の地位に関する最も重要な法律上の改正が行はれた。即ち1877年の民事訴訟法と1900年の

民法などがその主なものである。これ等の法律は幾多の例外があるとはいへ、民法上の男女の同権化を大いに進めたものという事が出来る。併し公法上では依然として“男子の世界”であることには違いはなかつた。

中等及び大学教育を受ける機会均等もなかなかはかどらなかつた。ギムナジウム（7年制の高等学校）へ女子の入学が許されたのは1905年であり、同じ頃から大学の門もだんだんに開放されるようになったが、大学教育から締め出される事は専門的な職業につく機会が得られない事になり、その点女子にとって明らかに不利であつた。

女子の参政権や公職に就く機会などに就ては一步も進展をみる事が出来なかつたが、第一次世界大戦にあつて初めて、それまで女子禁制であつた取場に進出する事が出来、その際女子が発揮した能力が一般に認められるところとなり、ひいては1918年の革命に當つて女子の地位を根本的に改革する憲法を制定することにして困難はなかつたのである。

2. ワイマール共和国時代（1918年～1933年）

ドイツは第一次世界大戦に敗北し、皇帝ウイルヘルム2世は1918年に退位し、同時に人民委員会が帝国議會を解散して、共和国設立を宣言した。翌年ベルリンの南ワイマールで国民議會を召集し、世に知られたワイマール憲法を制定し名実共に共和国となつたのである。これは当時、民主主義的共和国憲法としては最も進んだものといわれ、それによると男女は基本的に同等な市民権を持つべき事（第109条）、満20才以上の男女はすべて全国及び地方選挙に際して、同等の直接秘密選挙権を行使し得ること（第17条2項）、更に婦人の公職就任を妨げるような例外規定はすべて無効たるべきこと（第128条）などが規定されている。

その予へられた参政権を当時のドイツ婦人たちはどの程度行使

したかということば、折々の全国及び地方選挙に於てしめされた投票率に依てうがう事が出来よう。（一般に投票数は男女別で集計されない為、少数の事例しかあげられない。）

ワイマール時代の選挙 男女投票率

選挙区	選挙の種類	時期	投票率	
			男	女
ミエンヘン	市会	1919	70.5	67.4
コロニユ	市会	1924	66.5	52.6
ハーゲン	市会	1924	83.0	71.0
ゲラ	市会	1925	90.6	88.9
ベルリン	市会	1929	75.0	66.0
ベルリン	下院	1928	83.7	75.3
ライプツヒ	市会	市会	86.5	80.6
エルバーフェルト	市会	市会	89.0	69.7
バーメン	市会	市会	77.8	66.7
チェリングア州	市会	市会	82.2	74.0
ヘッセル州	市会	市会	73.3	58.9
日本	衆議院	1946 ^上	78.5	67.0
	参議院	1947 ^下	69.6	54.2

3. 日本の戦後初の選挙

女子は最初の参政権行使

上記の数字でもわかる通り、相当多数の婦人が選挙権を行使している。これまた同時代に参政権を得たアメリカの婦人たちが示した投票率に比べると、良い成績を示しているが、棄権者の数はドイツでもアメリカでも女子の方が男子よりも多かった。

ワイマール時代に重要な公職についた婦人の数は多くはなかつたが、それでも同時代の英米婦人よりは多かった。議會で婦人議員がしめした割合は、1919年のワイマール憲法を制定した国民議會では423の議員中41であつた。それから10年後ナチスが第一党を確保した1932年11月選出の議會に於ても584

の議員中3人は婦人議員がしめていた。その内訳は

社会民主党	3名	ドイツ国民党	3名
共産党	13名	ドイツ人民党	17名
中興党	4名	ババリア人民党	17名
		計	35名

であつて同年7月の総選挙に於ても第一党であつたナチス党には一人の婦人議員もいないことは注目される。

政府の重要な地位についた婦人はといへば連邦及び州政府の閣僚に名を連ねた婦人はなく、市長や州知事に任命された婦人もなかった。併し中央及び地方の官職に省参事官の要職につけていた婦人が少数あり、同時代の英米の事情と比べて劣っていたわけではなれ。

3. ナチス時代(1933年～1945年)

ヒットラーのひきいるナチス即ち国家社会主義政党の時代は一口にいへば、それまで進歩的な婦人が獲得につとめてきたものの一切が否定されてしまつた時代ということが出来る。既成の婦人団体は抑圧されて、国家社会党婦人団(*The National Socialist Frauenschaft*)とよぶ団体が天下りの結成され、議會はヒットラーの演説を拜聴する男子の集りとなり、婦人議員は影を消してしまつた。

ナチスはまづ民主主義的なワイマール憲法を否定することを目的とし、社会民主党を除くすべての政党の賛成を得て「国民及び国家の窮状救済に関する法律案」を決定した。それによれば、「第一条、政府は憲法によつて規定された以外の方法によつても法律を制定することが出来る。予算も、議會の協賛を経ずして決定できる。」「第二条、政府の制定する法律は憲法の規定と相違し得る」とあつてワイマール憲法はこの法律によつて名目的に抹殺しても、實質的にはすっかり骨抜きされてしまつたのである。

4. 1945年以後に於けるドイツ婦人

ドイツの婦人たちは、第二次世界大戦の終つたことは大いに歓迎したが、どこの家でも成人の男子が多く死亡したり、負傷したり、或は捕虜になつていたりして、特定年令層の婦人の数が男子のそれと比べてはるかに多く、その差は第一次世界大戦終了時よりひどくなつてゐる。ザール地域を除いた全ドイツ(4地区)に就ておこなわれた1946年10月29日の国勢調査によると男28,214,500人に対して女35,847,000人で女の方が760万人も多い。その人口構成をみると20才から45才までの層では男子1,000人に対して女子は1,482人もある。従つて国家再建の責任も大きく女子の肩にかゝり、ドイツの民主化に努める占領軍の各国もドイツ婦人の要望を無視してはその目的を達成し得ないことをよくしつてゐた。

戦後複雑な国際関係からドイツは米、英、佛、蘇の4ヶ国に分割占領され、そのまゝの状態は何年か過ぎた。やがて1948年の春ロンドンで行われた米、英、佛の3ヶ国外相代理會議の申合せにもとづいて1949年8月14日に総選挙が行われた。それによつて国民議會が召集され、こゝにドイツ連邦共和国(西ドイツ)が生れたのであるが、軍政府は解消したとはいへ、米、英、佛三国代表からなる外務官會議がおかれ、連邦政府の監視を行うのであり、完全な独立国とはいへないのである。

第二章 市民としてのドイツ婦人

1. 有権者としての婦人

ナチスの政治は婦人参政権を正式に撤廃した訳ではなかつた。要するに男子にしろ、女子にしろ参政権そのものが無意味であるような事態にもつてゐたのであつた。従つて戦後、殊に成年人口中にしめる割合の大きさからいつても、婦人の参政権について何ら面倒な問題がおこるようなことはなかつたわけである。占領初期の軍政府の選挙に関する指令は男女平等の選挙権を認めて

いる。ソヴィエト地区は投票資格年齢を、はじめ20才以上と定め、後に18才以上と改めた。ベルリン地区は20才以上の男女に投票権が認められている。その他の地域はすべて21才以上ということになっている。西独連邦共和国の基本法、第38条はこの点について次のように規定している。

ドイツ連邦議会議員は、直接、自由、平等の秘密、普通選挙を以て選出される。

何人も年齢21才に達したものは投票人たるの資格を有し、年齢25才に達したものは被選挙者たるの資格を有す。

戦後初の選挙は1946年1月に米国地区で行われた市町村選挙であった。その後、連邦議会の総選挙が1949年と1953年の2回行われた他、地方選挙は数多くおこなわれた。全国の投票率は男女別になっていないが個々の区域についてみると、下記の通りである。

西独戦後の選挙投票率

区 域	選挙の種類	時 期	投票率	
			男	女
アーヘン	連邦下院	1949	75.4	71.2
ブレンスヴィク	"	"	74.3	73.3
コローンユ	"	"	74.8	68.8
フランクフルト	"	"	67.6	64.1
西ベルリン	市 会	1946	91.1	91.5
"	"	1948	84.9	87.2
"	衆 議 院	1950	90.0	90.7
日 本	衆 議 院	1946	78.5	67.0
"	"	1949	80.7	67.9
"	"	1952	80.4	72.7

これによると西ベルリン以外は依然として男子の投票率の方が女子よりよい。併しベルリンの婦人が示した投票率は特筆大書すべきもので、続けて三回の自由選挙に男子を凌駕した成績は世界にも稀な例といつてよいであろう。併しこれはベルリン市民が申来男女共にドイツ中でも特に市民意識の強い人々であつて政治的にも意識が高いという事情があるのであるが、

アメリカや日本にある婦人権者同盟と同じような婦人団体がドイツにもあつて殊に1952年3月のババリア地方選挙の時には労働者権者聯合 (*The Arbeitsgemeinschaft der Wahlmännerinnen* [A d W]) という団体が目覚ましい働きをした。これは主だった政党及びババリアの婦人団体を代表する委員会で、超党派的なものであり、そのモットーとして、「最良の市民に投票を！」 (*Wählt den besten Bürger und die beste Bürgerin*) をかかげている。権者者の大半は婦人が占めており、同盟合では婦人の立候補を主張しているが、1948年の地方選挙のあとで婦人議員になつたのは56,078の議員中僅かに285人でしかなかったという。

2. 政党員としての婦人

西欧民主主義は一応二つ以上の政党の存在を前提としているのであつて、市民としての個人を問題とする場合も、その支援する政党或は属する政党の如何と絡んで来る。

アメリカの場合、黨員といつても極めてあいまいなものであつて大政党の青年クラブとか婦人クラブとかいつに半永久的な色彩のものは別として、一般には正式の会員組織即ち会員章を符つたり、会費を払つたりという事はないようである。ところがドイツの政党は正式の会員制度によつてまかなわれていて、その傾向は社会民主党と共産党に特に強くみられる。

戦後ナチス党員であつたものが厳しく追求されたので、ドイツ人はどの政党にも正式に入ることをさけるようになった。殊に一般のドイツ婦人は政党にかゝわることを殊の外嫌ひ、1951年当

時、主な政党員の婦人メンバーは15~30%というところであつた。中央党の如きは女子党員は僅かに10%でしかなかつた。女子党員の数がもつと増えれば政党でも、もつと多数の婦人候補者を立てることになるであろう。一方、党活動に非常に積極的な女性もいないわけではなく、その人達の中には党の重要なポストについているものもあるのである。殊に中央党の委員長を1952年1月までつとめた婦人の如き人もあつたのである。なお各党とも、婦人の爲に委員会や局などを特設している。

3. 立法者としての婦人

婦人が種々の立法機関に加わることが自由になつたからといって、急に婦人議員の数が増えたということはない。英国の下院などは依然としてまだ男の独壇場であり、1951年の下院選挙には77人の婦人候補者が立つたけれども、当選したのは625の議席中17人だけであつた。米国も似たりよつたりで、下院の425席中婦人議員の席が11以上になつたことがない。上院にいたつては95の議席中婦人議員は13に一人しかいない現状である。西ドイツにおける立法府の婦人議員数をみると下記の如くである。

西独の婦人議員数 ㄥ

地 域	立 法 府	議員総数	婦人議員数	婦人議員の比率
連 邦 共 和 国	連邦議会 (1949~53) " (1953~57)	402人*	37人*	9.2%
バーデン	州議会	60	4	6.7
バーデン・ヴュルテンベルク	州議会	121	5	4.1
バイエルン	州議会	204	7	3.4
ブレーメン	"	100	14	14.0
ハンブルク	"	105	15	14.3
ヘッセン	"	80	7	8.8
下サクソン	"	158	7	4.4
北ライン・ヴェストファリア	"	215	16	7.4
ラインラント・パラナチ	"	100	6	6.0
シエスウヒ・ホルシュタイン	"	69	4	5.8
西ベルリン	衆議院	105	25	23.8
ヴュルテンベルク・バーデン	州議会	100	7	7.0
ヴュルテンベルク・ホーエンツォレルン	"	60	2	3.3
日 本 (1953 現在)	衆議院	466	9	1.9
	参議院	250	15	6.0

ㄥ HICOG発行 "Women in West Germany" P36. による
恒し、*印の数字は連邦総理府 情報局資料による。米国衆務
官府発行の "Women in West Germany" によれば連邦議会 1949
~53 の議員総数は409名、婦人議員31名でその比率は7.5%
となり International Women's News によれば45人
となる。連邦参議院における婦人議員の存任についてはつきり
した資料がない為明言はできないが、参議員は各州より3~5名
が選出されるので総数は現任38名であり、その中に婦人議員
はいないものようである。

西独の婦人議員数 ㄥ

		連邦議会 1949~1953	連邦議会 1953~1957
婦 人 議 員 総 数		37人	(487) 42人
政 党 別	キリスト教民主同盟	14	(244) 18
	社会民主党	13	(150) 19
	自由民主党	4	(48) 3
	ドイツ党	1	(15) 1
	全独ブロック	1	(27) 2
	中央党及バイエル党	2	(3) 1
	共産党	2	1
職 業 別	無所属	1	1
	主婦	15	18
	主 婦 員	3	4
	主 婦 員	4	2
	主 婦 員	1	1
	主 婦 員	4	3
	主 婦 員	4	5
	主 婦 員	2	1
	主 婦 員	2	4
	主 婦 員	1	1
職 業 別	主 婦 員	1	1
	主 婦 員	1	1
	主 婦 員	1	1

ㄥ 連邦政府、総理府情報局発行 "Bulletin der Bundesregierung"

1953年10月7日号による。

21 ()内の数字は議席総数

上記の表でもわかる通り、連邦下院では婦人議員が総数の一割弱を占めており、日本の数倍もの人数である。婦人の投票率が非常に高かつた西ベルリンでは下院の約4分の1を婦人が占めている。その反対に60人の議員中2人しか婦人議員が出ていない議会もある。併し人数こそ多いとはいえないが婦人議員たちは概して聡明で良心的な国民代表であるようで、例えば最近設立された連邦保健局(Bundesgesundheitsamt)などは下院婦人議員の尽力に依り具体化したものであり、地方議会でも有能な婦人議員の働きが目立っている。

註 *International Women's News*, 11月号に依れば1953年秋の選挙には309人の議員中婦人議員は45人で、14.6%であると伝えている。婦人用の投票箱が別に設けられていて、投票率は男子のそれよりも高かつたということであつた。婦人議員の党派別をみると

キリスト教民主同盟	19人
社会党	21
自由民主党	3
B.H.E (連放者同盟 <i>League of Expellees</i>)	2
	45

この他ベルリン市会に5名の婦人議員が選出されている。

4. 公務員としての婦人

ドイツでも可成り多数の婦人が公務員として働いているが、彼女達にも男子と同等な権利や機会が与えられているかということなかなかそうはいかない状態である。又同一賃金という点から見ても、民間事業の場合と同様守られてはいない。法律で自由平等を明示しても、実感がそれに伴うという事は難しいようである。

西ドイツ連邦政府の基本法、第三条にはこの点に就て

(1) すべての国民は法の下に平等である。

(2) 男女は平等な権利を有する。

(3) 何人も性別、門地、人種、言語、出生地、信条或は又宗教上、政治上の意見により差別されない。

と規定している。尤もこれには第117条という但書があつて、前記第3条の第2項に反する法律は、その趣旨にそうように改正されるまで有効であるが、1953年3月31日以後は無効であるといつてゐる。1949年の憲法制定以後も男女同権の規定に副うような状態にもつていくには相当の猶予期間が必要であつたわけである。

このような憲法上の保証がどの程度まで政府機構中に生かされていろうか、1950年の12月、連邦内務省の報告によれば、女子公務員は大部分、いわゆる事務官級の中間層に属してゐて、高級官吏に属する者は全体の2%にも達しないという事である。しかも彼女達は、いろいろな点で恵まれてゐる正式事務官よりは雇員が多く、基本給の等級は男子と同じでも、事務官が結婚して夫の収入で生活が保証されていると見做されれば、現職から辞めなければならないということになつてゐる。世帯主であれば、子供の養育手当が支給されるが、世帯主は普通男子である。

州政府その他に働いてゐる婦人官吏の割合は1949年の秋で下の様になつてゐる。

女子公務員の割合		
	州 政 府	その他の地方事務所
事務官(職員)	5.3%	16.8%
上級事務官	26.3%	16.5%

州政府の上級事務官が多いのは放師が含まれてゐるからである。

前に述べたように婦人の高官は少ないが、少数の要職についてゐる優秀な女性もゐる。連邦政府の閣僚中には婦人大臣の顔はみえないが州単位ではフサクソニーの州知事が女性であるし、元ベルリン市長に婦人が立つたこともある。さらに下って市町村長は極めて少く、ヘッセ州とバ

バリエーションにそれぞれ1人づついるだけである。司法院では連邦最高裁判所に2人の婦人判事があり、連邦憲法裁判所の判事にも婦人が1人いる。

この様に高い地位にある婦人公吏の数は少ないが、12年にわたるヒットラーの圧迫時代を経験しなかった英米の婦人たちに比べてあながち少いとはいへない。アメリカでは閣僚に1人、州知事に2人婦人が任命されているが、最高裁判所の判事中には1人も加っていないし、英国の場合は3人の婦人が夫々異った内閣の閣僚になっていた。何れにしても三国ともに市民としての婦人は、選挙人としても、政党員としても、或は立候補や行政官としても十分にその責を果たしているところである。

第三章 西独婦人の経済生活

婦人は多かれ少かれ経済社会の一端を荷負ってきたのであるが、近代の社会が機械化されてからは彼女たちの役割も亦変って来た。今日西ドイツの婦人たちは殆どあらゆる面の職業に、男子と共に働いているが鉱山とか重工業などの重労働作業はやはり男子の専分のようである。経済上の平等という点になると男子との差はまだまだ大きく、教育及び就職の機会均等、同一労働同一賃金にむかってはえず西ドイツでも運動している。

1. 婦人労働者の雇用

1950年の国勢調査に依ると西ドイツの女子雇用者数は2,456,000人で、女子総人口の約20%が賃金を得て働いていることになる。日本の場合は女子雇用者数は400万人位(1953年)で女子人口の1割強で、雇用労働者としてはドイツの方がはるかに多いことになる。前記雇用者数の内訳をみると次のようになっている。

農 林 業	33.2%
工 業 (手工業を含む)	27.1%
家内労働者	13.9%

公 務 員	10.2%
其 の 他 (商業、運輸など)	15.6%
	100.0%

1948年の通貨改革と米国のマーシャルプランの適用によってドイツ産業の景気は好転し、それにつれて女子の雇用も増えて1946年には全雇用者数の20.4パーセントであつたものが1950年には27.1パーセントになった。農林業従事者が全雇用者数の3割以上占めているということはドイツに於ても農作業は多く婦人によって行われていることを示すものであるが、日本の場合と異り、ドイツの場合はあくまでも賃金労働者としての農業従事者なのであって、日本の場合女子雇用者数の倍近くある農業従事者が給料を受けない家族従事者であるのとは事情が異っている。これらドイツ婦人労働者の年齢構成をみると年長層の割合が日本に比べてはるかに多く、労働に従事する婦人の息の長さがわかる。年齢構成と米国の日本に比べてみると下記の通りである。

婦人労働者の年齢

年 令	ド イ ツ Ⅰ)	米 国 Ⅱ)	日 本 Ⅲ)
14才未満			0.1%
14 ~ 24	41.6%	26.0%	75.5%
25 ~ 34	24.9%	21.7%	13.0%
35 ~ 44	17.3%	21.5%	
45 ~ 54	11.8%	18.6%	11.6%
55以上	4.4%	12.2%	

(1951年) (1951.8月) (1949.11月)

註1) The Woman Workers in Germany.

2) 婦人労働統計資料、1952年

54才までの層は米国に比べて遜色のない労働率であるが、55才以上の層になって急に減って $\frac{1}{3}$ になり、その点アメリカの婦人は一層高年まで働いていることになる。

又西ドイツでは多数の避難民をかゝえていて、常に失業問題におびやかされている。その影響は婦人にも及んでいて、1951年末現在、1653,553人の失業者中30.6%の506,485人は婦人失業者であつた。

一般産業の雇用率の増減は敏感に農業労働者数に反影されて、食物が極度に乏しくて、産業もまだ沈滞していた戦争直後の1946年には婦人で農林業に雇用されていた者は42.9%もいたが1950年になるとこの割合が33.2%と下ってくる。概して農業に従事している婦人たちは労働者の中でも、もっとも恵まれない階層に属しているといわなければならない。米国参務官府の婦人問題研究家は1949年にドイツの農村婦人について下記のようにいつている。

ドイツの産業は工業的に世界の高い水準を持っているが、農業は古い封建的様式の微から脱しきれず、それが近代的な機械化された農業へ脱皮することを防いでいるのである。小規模な農家経営と農地所有の爲に機械化が進まず、農業生産は主として婦人や年少者の低賃金と過重労働によってあげられているのである。一方農業に屈せざるということとはそれ自身一つの生活様式であつて必ずしも、他の職業のように、生活の手段ではないとする考へ方が一般にあつて、こういう態度が農家の人々ばかりでなく広く教育に屈せざる人々にもゆきわたつていて、そこに農業形態を依然旧態にとどめておく他の要素ともなっているのである。

このような事態は日本の農業生産様式にもそっくりあてはまるのであつて、たゞ日本の場合は賃金の支払いと受け取り婦人農業従事者に依存している点ドイツより一層事態はみじめであるといえよう。

2. 雇 用 と 給 与

雇用と給与については官民を問はず男女の差別待遇があつて、男子と同等な資格を持っている場合でも女子がよい地位に就くこ

とはむづかしい。又差別がはつきり表出していない場合でも、実際の慣行が男子に有利になっているので女子の給与は男子より下廻ることになる。

雇種が同じ場合ですら通常男女の給与額には差があつて、女子の最低賃金率は男子のそれより低い。1951年6月現在の西ドイツ労働者男子が一時間当り受ける平均額は税共1.63独マルクで女子は1.06マルクであつた。

部分調査の結果を総合してみると、このような男女の待遇差別が改められない原因は色々あろうが、その一つは労資の団体協約に當つてすでに男女の差別を認めているということがあげられよう。産業の種類や仕事の熟練度に依つて女子の基本給は最低5~30%男子の基本給から差引かれている。1951年6月現在女子の平均賃金は男子のそれの $\frac{2}{3}$ 弱であつた。最近産業別に、この差別緩和の傾向があらわれているが、何れも労資共にこの差別の趣旨には大體異存はないので、近い将来に撤廃されるという望みはうすいようである。

以上は賃金労働者の場合で、月給労働者の場合は男女の差別待遇はない模様であるが、女子には或種の仕事に就く機会がないとか、ある点以上は昇進出来ないとかという形で比較的低い待遇を受けることとなっている。労働組合にもつと沢山の婦人が加入して同一賃金獲得に積極的に動かなければ事態の好転はむづかしいであろう。

3. 労 働 組 合 と 婦 人

西ドイツの婦人労働者が労働組合にどの程度関心を持っているかということが問題になってくる。ところが彼女達は、政党に加わるのを嫌つたように労働組合にもなかなか加わることを好まないようだ。アメリカ地区の婦人雇用者についていえば1949年の6月の調べで僅かに24%が組合員であつたのである。

現在(1952年)ドイツ労働組合連合会(Deutscher Gewerkschaftsbund)の組合員は約6百万であるが、その中120

万、20%が女子組合員である。併し産業によつては女子組合員の勢力が強いものもあり、例えば繊維、被服労働組合（*Gewerkschaft Textile und Bekleidung*）などでは266万からの女子組合員がいる。又ドイツの組合には婦人部や地方委員会をもうけているものも少なくない。前記労働組合連合会には婦人部があつてその部長である婦人は連合の執行委員をもつとめている。婦人部は種々の教育講習に力をいれていて、過去2年間に開かれた講習には西ドイツ全体から254人の婦人が出席したといわれる。

4. 職業指導

婦人が経済社会の一員として充分その仕事を果すについては、より適当な職業指導が必要とされる。現在職業指導は依然として、連邦政府の労働省の下部組織である地方労働事務所を通して独占的におこなわれているが、この制度は、学校教育における職業指導の未発達の原因を、明らかにすると思われる。

職業指導と関連して婦人の職場における技能養成ということが問題となる。たえず入り込んで来る難民の群は多数の不熟練女子労働者を提供し、低賃金労働を作り出す。3年間の見習制度を女子に適用しては割に合わないといふので雇用主は女子にめつたに技能教育をあたえたいという実状である。アメリカの専攻家はアメリカで行われている新しい技能教育方法の採用をすすめているが、それによつて訓練期間も短縮され雇用主と雇用者との関係も改善されるだろうといつている。

5. 住宅問題

戦後の西ドイツは住宅の欠乏に悩まされているが、若い勤労婦人の間で特にその要求が強い。彼女達は多くの場合家族を扶養しているが、職場の都合上都市に出て住んでいることが多いのである。婦人勤労者2000人を対象とした調査に依ると55%は扶養者を持つてゐるということである。その対策として米国防務府の援助もあつて、これらの若い勤労婦人のセンターが

シュトゥットガルト、ゾーレン、アッファに出来て88人の若い人達が理想的な設備の中で生活している。コエールンベルグにも若い勤労婦人の家という同じような設備が出来て、100人の未婚の勤労婦人に最低の費用で居心地のよい環境を提供している。年々にくれ上つてゆく人口をかんえて西ドイツでは住宅問題は最も解決を急がれるものである。人口の半ば以上とされている婦人が住宅計画に忙れることは望ましいことであり、都市計画委員会には何らかの形で婦人の意見を募りたいというのが米国防務府の考えである。

第4章 西ドイツに於ける教育と婦人

戦後のドイツは前述の通り東西に分割されて、東ドイツ及東ベルリンはソヴィエトの管轄下に入った為、教育制度も西ドイツのそれとは異つたものになつてゐる。ここでは西ドイツに於ける教育制度だけについて述べるのであるが、ドイツの義務教育は6才からはじまる8年制の国民学校によつて行われる。この国民学校は前期4年と後期4年の2段階に分れており、将来大学まで進もうとする者はじめの4年を了えると、7才前後で中等学校へ入学する。大部分の者は（75~80%）そのまゝ後期の4年を了えて義務教育を終る。その後は各種の職業学校に入り2年から4年間の（普通3年間）主として徒弟的訓練を受けるかたは、週に5時間位の学校教育を受ける。国民学校を了えた大半の女子は（約58%）足利制の実業学校へ入学し、主として実際的な家事教育を受ける。従つて職業的訓練が不充分であるので雇につく場合不熟練労働か半熟練労働の線以上の職場につく事はむづかしい。市民教育の面でも社会科教育が欠けているため、成人教育を補ねられない限り、指導的立場に立つことは難しい。中等学校には色々な形のものがあるが、すべてアビトゥール（*Abitur*）という大学入学資格試験の爲の予備門である。これに合格すると大学に入学する事が許される。中等学校へ進学する女子は男子3人に対して

人である。現在のドイツでは婦人の指導者はあらゆる面で必要とされているので、明日の指導者としての大学における女子大学生が注目される。

1. 1950年における西独女子大学生

西独の大学では女子学生は大体学生数の5分の1位の割合で男女共学である。1950年の夏に米国家務省が女子大学生の地位について6つの大学について調査¹⁾を行つたところによると、女子学生の42%は歓迎されていると感じ、他の42%はいても差支えないが歓迎されていまいと感じた。反対に男子学生の62%は女子学生の存在を歓迎し、20%が大して歓迎しなまいと答えている。大半の男子学生は女子が大学で学ぶことは当然のことであり、男女平等という考え方も当然のことと考えている。

1) エリザベス・L・ファクト「ドイツの大学における婦人の地位と態度」、1950年。6つの大学というのは米地区のベルリン、自由大学、フランクフルト大学、フルブルグ、ミュニッヒ各大学、フランス地区のケュービンゲン大学、英国地区のハムブルグ大学であるが、この中ベルリン大学の調査結果は集計に同に合わず含まれていない。併し結果は他の大学と大差ないということである。

又女子学生は男子学生が自分たちと女性として歓迎しているのであつて、必ずしも学友としての追うちを認めているのではないという風にみえており、男子学生も亦女性を認める事は結構だがそうむきになつてくれこれいうにはあたらなまいという風に考えている。

学生の自治に女子の参加する事がいゝかどうかについては、女子の大多数が当然としているのに比べて男子の大半は不服であつた。学生自治のいろいろな運動に積極的に参加しているといつた女子学生は28%しかなかった。この無関心の男女に共通な要因について教授のあるものは戦災の甚だしいベルリンやハムブルグ、フランクフルトといった都市の惨めな生活環境をあげてい

る。家事や家族のための仕事にも連れられるし、通学の往き来にとられる長い時間、ナチス時代に強制された共同行動の記憶に対する反動と幻滅などがあげられようということである。

2. 学生の経済状態と住宅問題

ドイツでは大学教育をうけることは可成り費用がかかる。上述の調査によれば可成り多数の学生——女子52%、男子71%——が学費を得る爲にアルバイトをしている。大部分の大学では係を設けて学生に仕事のあつせんを行つてゐる。

大学生の住宅条件は極度に悪くなつてゐるので、速いところから通学する不便もおかさなければならぬ。学生の爲の適当な住まいも察もないし、特に女子学生の爲の設備が極端に少ない。1949年の8月、米国家務省は各大学々長に対して最も早急に解決を必要とする問題について応答した時、第一番に取上げられたのは学生寮と学生会館の設備であつた。

3. 大学婦人の将来

ドイツではいわゆる「学士ルンペン」——莫大なる金を投じて大学は出たが、専門の職業に就くことが出来なまい人々——の存在を早にするが、戦後のドイツでは殊にこの危険がいろいろしい。学業半ばで出征した学徒は復員して学業を了え、職業問題に出ているところへ、何々という技能者の難民が流れこんで競争と競争する。戦後一たん脳から追われ旧ナチス党員は思想を塗りかえて旧脳に復帰して来ている。男子学生ですらこのような情勢の下に充分就職出来ないとすれば女子学生にとって適当な勤め口がみつかる事はさらに難しくなってくるわけである。

西独の大学教授陣で、教師乃至それ以上の資格を持つ婦人は平均一校に2人である。高級学校においては空席を見つけることは難しいが、国民学校には空さがある。高級学校へ就職希望の者は国民学校に就職して空席を待つということが出来るわけである。しかし医科系統の就職難が最も顕著であつて、法律関係もこれに劣らず競争がはげしく、大学に3年実務見習に3年、6年間

の準備期間が必要で、しかも、寛政官紙の椅子を確保すること
はもづかじいといわれている。

このような現状では大学を卒業する婦人たちの将来も決して楽
なものではない。併し過去の女性運動に加つた婦人たちは、はる
かに困難な事情の下にあつて立派な業績をあげてきたのであるか
ら、現在の婦人たちも先達者に負けまい仕事が出来ないわけはな
い。全ドイツ婦人の指導的立場に立つ人物はやはりこれら大学卒
業者たちの間から出ることが最も期待されるのである。

第二章 ドイツの婦人団体

ワイマール時代には色々の婦人団体があつて、それらが聯合さ
れて全ドイツ婦人会をつくつていた。ところがナチス時代になる
とこれらの婦人団体は解散させられたり、統合されて機能を停止
されてしまった。ナチスの崩壊と共に、以前の宗教政治、地域、
文化、福祉等の諸団体が、地方団体の形から全国団体へと徐々に
復活しはじめた。そして1949年の10月にこれら諸団体の代
表約600人が、西ドイツのバド・ビルモンに集つて連合への足
固めをしたのであるが、この様に大規模な集りとしたのは戦後初
めての事である。その結果西独婦人団体連合会となつて結成し、
1951年4月に至つてこの連合会は国際婦人協議会(Interna-
tional Council of Women)のメンバーになることにな
うた。この連合会の結成の経過については、ドイツの婦人指導者
の間には多少の抵抗はあつたが、現任三地連代表する婦人が執行委
員会をつくつて民主的な線によつて色々な計画を実行に移すべく
準備している。この連合会が形成されてこゝに西ドイツ婦人の文
化的向上がはるかに促進されることになり、婦人の社会的発言の機
会も政治的に大きな影響を及ぼすことになるわけである。ソ
連・東ドイツの東ドイツにはドイツ民主婦人連盟があつて、共産
主義の立場をとり、国際民主婦人連盟(International Fe-
deration of Democratic Women)に加盟している。その

立場上西独側の婦人連合会とは対抗する形になっている。

前記西独婦人連合会はいわゆる根幹団体でこの他に20ばかり
の連合体があつて、1951年12月現在600万の会員を擁している。

1. 宗教団体

従来ドイツの旧教新教両派の宗教団体に属する婦人達は色々な
面でドイツ人の宗教生活に尽すところが大きかつた。福祉事業と
行い、教区内の家庭訪問と行い、婦人や年少者の爲にホームを運
営したりなどその影響は大きいものがある。カリタスと呼ばれる
ローマ、カソリックの福祉団体には西独だけでも35,000の尼僧
が奉仕しており、福音教会(The Evangelical Church)には
40,000人もの婦人会員があり、より自由な立場をとる宗派にお
いても、例えばメソジスト派などにおいても同様に多くの婦人が
従事している。福音ルーテル教会の伝導会(Inner mission
of the Evangelical Church)は5,200からの教会福祉
団体を統合する協議会で10万からの奉仕者がいるがその8割は婦
人である。

このように婦人は宗教活動に大いに力を尽して来ている。にも
拘らず、教会関係の事業運営などには正式に任ぜられる事が無い
といつてよい。福音教会の一地方宗教会議に婦人が加つた事案も
あるが、全(西独)ドイツ宗教会議に婦人が参加したのはつい最
近のことである。また教会の福祉事業の基金分配などという実際
面に任ぜられる事は無いようである。一般に教会関係の婦人たちは、
教会の評議にあづかる機会もなければ、それを特に布みむせ
ず、ひたすら奉仕につとめているという現状である。婦人教師は
聖書の教義にもとるといふことで1人もない。

併し教会自体はこういう面の婦人団体の活動を重視しており、
新旧両教派とも夫々宗教婦人団体連合体をもっている。ドイツ福
音婦人団体はルーテル教会関係の婦人団体を統合したものである。
(ドイツ婦人カソリック連合は12のカソリック婦人団体を連合
したものである。

ドイツのY.W.C.Aは戦前には(1933年以前)26万人からの会員を持ち、主に福音教会に属する婦人たちに聖書研究会などを行ったり、技能講習会をひらいたりなどの事業を行って来た。ナチス時代に圧迫されたが、解体することなく、福音教会に合体する形で残ることが出来た。戦後再び活動を開始し、ベルリンなどでは市民の保健、リクリエーション、或は病人や難民たちの為の色々な計画などについて大きな成果をあげている。ここで養成された若いリーダーたちが全ドイツの教会の若い人々と手を取りあつており、その活動範囲はソヴィエト地帯にまで及んでいるが、そこでは実際には聖書研究以上の活動は行われないうのである。

2. 主婦と農村婦人団体

主婦の団体は、地域、全国、連合体とそれぞれの形で結成されているが、従来の型を小破しているものが多い。その中で新しい試みとして興味あるのは、ミュニツヒの婦人家事協会(Munich Berufshaus frauenverband)とも呼ばれる婦人団体で家事を一つの職業とみなして、新しい家事処理法を求めようとしているのであつて、ババリア地方に派遣されたアメリカの家事専門家の働きが機縁となつてされたものである。

農村婦人の団体については、戦後の1946年の冬ヴェルテンベルグ・バーデン州でまず農村婦人団体が結成され、ついで他の州にも次々に結成されていった。1948年の10月にはこれ等地方団体が一つになつてドイツ農村婦人団体連合会が生れたがその傘下には事実上面独のあらゆる農村婦人団体を擁している。

3. 職業婦人団体

ドイツの大学婦人協会(Deutscher Akademikerinnenbund)は戦前1926年に結成されたものであるが、1935年ナチスに依つて解体させられた。戦後復活して、1951年に国際大学婦人協会聯盟に加入した。

ドイツ看護婦協会は其の設立が古く今世紀の初めにさかのぼる。

第二次世界大戦中に解体されたが1948年に新たにドイツ看護婦協会として再結成され、その翌年看護婦協議会に加盟した。協会傘下にはドイツ赤十字看護婦会、フランクフルト看護婦協会、無所属看護婦協会、労働福祉事業看護婦会などが加入している。

専門的職業をもつ婦人の団体は他の団体の結成にはるかにあつて、ようやく1950年にその最初の結成をハンブルグで行つた。1951年の5月には12のクラブを合せてドイツ看護婦人クラブ連合会がボンで発足し、ドイツの政治経済界に軽視し得ない団体として目されるようになった。現在までのところ会員には専門的職業婦人の割合が実業方面の婦人よりも多いようである。この団体は若い職業婦人の養成という点では他の婦人団体の比とみない程成功している。

4. 婦人団体の悩み

婦人団体の悩みは男子の団体のそれとそう異っていない。即ち戦後復活した婦人団体においてはナチス以前に活動していた人々が指導者となつたことである。地下運動をして存続したものや教会に身をよせたもの以外の婦人団体は、殆ど全部ナチスによつて抑圧されてしまつたので、その間の指導者が養成されなかつたのである。1933年頃に指導者として活躍していた人々は1945年には当然老年の域に達していることになるのであるが、何といつてもこれらの老練な指導者がいなくては戦後の婦人団体がこのように早く再建され、成長したかどうかは疑わしい。

若い婦人層はナチスの全体主義的國家社会主義にすっかり幻滅し、団体とか組合とかの名がつくものに加入したり、名義に名を連ねるといふことにすっかり意慾を失つていた。その上彼女達は大部分生活の爲に働かなければならなかつたり、夫の収入を補うために稼がなければならなかつたり、家事や育児に追われていたといつた状況にあつたので、彼女達の心をとらえて、有能な指導者としての素質をのばす方向に待つていくのはなかなか難しく、また時間のかゝることであつた。

又新たに会員となった若い人々が不活潑なのは一つには民主的な運営方法を身に付けていないところからくる面も大いにあったのである。この点についてドイツ婦人指導者層は非常に熱心に指導を求めているようである。又会員獲得、会費の徴集その他による資金の獲得にも困難があるようである。アメリカの専門家はこのようなドイツ婦人団体の有様について、その根本問題は彼女等が団体会員というものは如何なるもので如何にあるべきかということの真の意味を理解していないというところにあるとみている。これは、一般のドイツ婦人の市民意識——婦人有権者同盟などで強調している市民としての責任という考えかたについてもあてはまるところである。

このような問題に対処する為に米國ドイツ高等弁務官府の婦人問題課は若い指導者の養成に力をこめて来たが、その努力によって若い指導者層が漸次若い人々に席を譲ってゆく傾向にある。又婦人選のグループ活動に対する一般的無関心も、会員の興味をひきつけ、積極的に参加することを望ませるようなプログラムを着実につづけていけば、何時か解消するという確信がもたれるようになった。1945年当時にくらべると、その後の団体の発展には大いにみるべきものがある。殊に1933~45年の間のブランクな時代があった事を考えると目覚ましいものである。

第六章 国際関係

西ドイツ婦人団体が加入している国際団体には次のようなものがある。

国際大学婦人協会 (International Association of University Women)

国際有識婦人連合会 (International Federation of Business and Professional Women)

国際婦人協議会 (International Council of Women.)

国際看護婦協議会 (International Council of Women.)

国際婦人同盟 (International Alliance of Women.)

国際婦人平和同盟 (Women's International League for Peace and Freedom)

万国母性世界機構 (World Organization of Mother of all Nations)

世界キリスト教女子青年会 (World's young Women Christian Association.)

世界キリスト教婦人矯風会 (World's Women's Christian Temperance Union)

世界農村婦人協会 (Association of Country Women of the World.)

国際婦人ロータリークラブ連合会 (Soroptimist International Federation.)

西独は国際連合に加入しておらず、正式には連絡はないのであるが、実際はアメリカ高等弁務官府婦人課のあつせんで、国際会議などに出席したりして連絡を保ってきた。国際連合婦人の地位委員会の賛同書や会議報告などはドイツ語に翻訳され、現在民法の改正に当面しているドイツ婦人に非常に興味を以てうけとられた。

西独の婦人は国連の婦人の地位委員会、人権委員会、I. L. O. (国際労働機関)、ユネスコ (国連教育科学文化機構)、FAO (国連食糧農業機構) 等の会議に出席し、1951年6月にはユネスコに加入した。今日ドイツのユネスコ国内委員会の委員9人の中4人は婦人である。

弁務官府の婦人課は西独婦人団体と西欧諸国との調整にも努力し、そのために現在までに二つの大きな国際会議が開かれた。最初の会議は1950年9月ババリヤ州ライヒェンハルで5日間にわ

に一つ同かれたもので、15ヶ国、凡そ200人の婦人代表が出席した。74人の西独代表婦人と初め、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フランス、イギリス、フィンランド、オランダ、印度、イタリア、ノールウェイ、スウェーデン、スイス、アメリカの諸国からそれぞれ代表を送つて来た。これは戦後初めて西独の婦人がオブザーヴァーとしてではなく正式な代表として参加した会議であつて、各国代表は公共生活及び公職、経済、教育、家庭、社会及び宗教福祉の五つの方面を代表する人々がえらばれて来ていた。会議では、市民としての自覚の下に、建設的な日常生活を営むことがひいては民主的なドイツを、大きくは世界を確立することになるという点を強調したものであつた。

今一つは1951年の9月、これもババリア州のヒンデランクで開かれた国際女子青年会議であつた。外務官府の婦人課が主催してイギリス、フランスの外務官府婦人課も協力した。戦後初めて西欧各国の若い婦人たちが200名参集したことは注目すべきことであつた。会議の目的は古い世代と若い世代との問題点の相違と若い世代の経験の乏しさという事を如何に処理するかというところにあつた。参加した国は、前の会議の出席国にルクセンブルグが加つていた。会議の主題は「公共生活に於ける婦人——その機会と責務」というのであつた。会議の結論は、世界の婦人達が女性として、或は母性として真に一致団結すれば世界の将来を、又子供達の将来を救ふことが出来る。その向にはその力を各々の家庭に、社会に、国家に結集する事が必要であるとして代表達は将来の発展に大きな希望をもつて散会していった。

第七章 西ドイツ政府の機構について

終りに現在の西ドイツ政府についてざつと述べると、西ドイツは正しくはドイツ連邦共和国 (*Bundesrepublik Deutschland*) と稱はれ現在は米英佛三ヶ国の占領地区から成立つてゐる。(別添地図参照)三ヶ国の軍政管理下にある地区を統

一して西独の連邦共和政体をつくるという構想は1948年の春ロンドンで行はれた三ヶ国外相代理会議でまず一步を踏出した。憲法に代る基本法 (*Basic Law*) が西独の代表者達に依り起草され1948~49年にかけて夫々の州議會で承認を受けた。この基本法にもとづいて1949年8月14日に戦後初の総選挙が行われ、ここにドイツ連邦(西独)共和国が生れ、政府所在地は一時的ボンにおかれることになった。この基本法にもとづいて立法、行政、司法の三権は分立され、連邦を構成する各州の自治による地方分権が強調されたのである。立法府のうち下院は日本の衆議院と同様であるが、上院(連邦参議院)は各州から3乃至5名が選ばれ現任38名いる。連邦共和国の元首は大統領で現在ホイスという人が立っている。大統領は対外国との関係で国を代表するもので行政上の実権は首相があつており、現在アデナウアーが二度目の総選挙で再び選ばれてゐる。地方は11の州にわかれており夫々の州は州議會、州内閣及び首相がある。共和国となって自治で認められてゐるとはいへ、三ヶ国の管理下にあり、完全に独立したわけではないのである。軍政府が高等外務官府となつて、西ドイツ政府の施政を監視している。例えば法案を通そうとする場合、まず外務官府にその法案を提出しなければならない。そして三週間以内に外務官府側から何の異議も申立てられなかつた場合はじめて法案を通達させることができるのである。ソヴィエトとの四ヶ国管理下にあるベルリン地区から9代議員を議員として正式に認めようとした時、外務官府の異議申立があつた爲成立しなかつたのはその一例である。従つて現在ベルリン地区からは、西独議會に対してオブザーバーを送つてゐるだけで、投票権はもっていない。1953年9月6日におこなわれた第二回連邦議員総選挙ではキリスト教民主同盟が再び第一党となり、アデナウアー氏が首相に再選されたが、その關係中には婦人はいない。

1954年3月5日 贈答

1954年3月6日 発行

編集兼
発行人 労働省婦人少年局

印刷人 労働省婦人少年局

印刷所 東京御十代町乙番主見町一の六

有限会社協立社荏原印刷所